

〔史料紹介〕「由緒書」

御廻米御用差配勤方由緒書

池田治司

【釈文】

(表紙)

由緒書

御廻米御用差配勤来候之訳書

一私方御廻米差配御用之儀者先祖佃屋勘左衛門と申者百三拾貳年以前

承応元辰年初而御用被仰付、打続享保拾四酉年迄七拾八ヶ年之間御

廻米高貳拾万石分拾万石内外祖父金右衛門迄数代無闕年相勤来候之
処、五拾五ヶ年以前享保十三申年初而苦屋久兵衛・筑前屋作右衛
門・祖父金右衛門其外組合之者老兩人二而同拾五戌年迄相勤来候
処、同十六亥年江戸筑前屋作右衛門・大坂苦屋久兵衛兩人年季請負
奉願上、不残右兩人江被仰付相勤候二付、祖父金右衛門出府仕御請
負之儀奉願上候得共、右兩人年季之内二而難被仰付、無扨御請負闕
年仕候、筑前屋作右衛門御用被召放候而、大坂河内屋太郎兵衛と申
者石高三万石引分差配被 仰付、右太郎兵衛御用相退候跡、右御石
高三万石之分享保三寅年分祖父金右衛門再勤仕候御事

一右三万石少差配切詰候船賦り二而雇方難渋仕候二付、祖父金右衛門

奉願上、出羽北国貳万石・中国西国壹万石差配願之通^{延享}保三寅年奉蒙仰候御事

一 宝曆三酉年苦屋久兵衛一旦御用被召放、御廻米石高三拾万石之分一手二差配可被仰付之間、御運賃積り差上候様江戸大坂御触流し有之候、其砌祖父金右衛門儀當時三万石差配相勤罷在候内二御座候得共、出府仕江戸入札人一統御勘定所江入札差上江戸大坂同日御札開御座候处、私方落札二相成弥右三拾万石分御用差配被仰付候二付、鋪金家質迄大坂二而御改奉請罷有候内、久兵衛方今又々元直段を以相勤可申旨願上候二付、祖父金右衛門被召出、久兵衛元運賃下直二付向後下地三万石之分久兵衛元直段を以相勤可申旨被仰渡、御石高三万石御運賃万事久兵衛同様被仰付候御事

一 私方延享三寅年御用再勤奉蒙 仰候、久兵衛方一旦御用被召放、宝曆三酉年當時御用再勤仕候、右之通御用再勤通也私方久兵衛今八ヶ年以前今相勤来候御事

一 私方相勤候三万石御廻米之儀苦屋久兵衛以前申立候者、惣御廻米三拾万石と仕拾分一私江為御見合差配被 仰付候由申唱、久兵衛方差配減候節者右之割合を以私方差配相減度旨先年奉願上候由粗奉承知候、右十分一御見合と申儀私方江被仰渡一切無御座、前段奉申上候通久兵衛方再勤以前今右三万石差配相勤罷有候御事

一 私方延享三寅年再勤仕候砌、御廻米壹万石二付百兩之積を以鋪金家質三万石高金三百兩之証文大坂御奉行所江奉差上相勤候处、安永六酉年家質御免 証文御下ヶ被成下置候御事

一 久兵衛方御廻米差配鋪金家質証文、大坂 御奉行所今宝曆十一巳年御下ヶ被為成候、右金高承及候处千兩之証文二御座候、左候得者壹万石百兩之積を以拾万石之御請負と奉存候御事

一 久兵衛方御請負差配高前段奉申上候通一体拾万石と奉存候、左候得者當時相勤候处拾六万石餘差配有餘と奉存候、其上佐州壹万四千斤別段差配、都合七万四千石有餘有之候、私方八万三千石分差配相増候儀無御座候上、苦屋久兵衛今願上候而私方延享三寅年奉蒙 仰候出羽北国貳万石・中国西国壹万石御割賦差配之処、船方不進船雇難渋之中国西国貳万貳千石二御割賦被仰付、別而安永六酉年御割替之節被仰渡御趣二而者此未何程御廻米御増石有之候而も私方出羽北国壹万八白石今相増候儀無之、御割賦減少之儀者際限無之段減少仕、當時出羽北国八千石二相減難渋至極仕候御事

一 御廻初先年差配被 仰付候節、先請負人河内屋太郎兵衛と申者相勤候節御割合之先例を以御米千石之代初御村方御取立之割合を以五合摺之積り御初二而貳千石被 仰付、打続宝曆十一巳年迄御廻初御座候節者右五合摺之御割合二被成下候处、同十二年今苦屋久兵衛今願上御初割方之儀御米千石之代初私方千貳百石二相減し、北国之分者壹割五分増、積合者貳割増二御割賦被 仰付候様願上候由二而宝曆十二年御廻初今右之御割合二被仰付相勤申候、尤夫今當時迄者右之通御初取交被下候而も増石無之割合相減申候御事

一 佐州御廻米當時別段二苦屋久兵衛差配仕候、右宝曆十二年佐州御廻米為御試初而五百石大坂廻り被仰付候处、同申春廻り三万三千石

程御廻米有之、其後當時壹万四千石二御座候、尤右代り御米出羽国
 今小廻シニ而佐州江御廻シ有之候旨、左候得者惣御廻米之御高江御
 結合申年以來御割賦御願可申上御儀与船手之者共奉存、出羽北国御
 割賦相増候様申立罷有可相成御儀二御座候八、御廻米御一体之御儀
 二御座候得者、惣御廻米高江結合出羽北国御割増石毛有之候様手先
 之船方兼而相願罷有候処、佐州壹万四千石別段差配二而惣御廻米御
 割賦減少仕候御事

一 延享三寅年今安永五申年迄私方御益金六千五百拾餘仕候御事

但延享三寅年今安永五申年迄三拾ヶ年之間私差配 御廻米凡九拾

万石、右御益金六千五百拾兩相当仕候得者、壹万石二付金六拾七

兩永式百式拾式文御益二相当り申候

一 安永六酉年今寅年迄六ヶ年、凡金百兩餘私差配料相減御冥加仕候、

猶永々右二准シ御冥加仕候御事

一 安永元辰年御冥加銀三百三拾三匁宛去寅年迄三貫六百三拾三匁上納

仕候、猶右二准シ永久御冥加仕候御事

一 私方惣御運賃延享三年今安永九子年迄年々金高御尋二付、安永九子

年書付を以奉申上候、酉年御割替以前迄四千四百兩今三千八百九兩^(自脱)

有之候処、近年難船破船無之候得共、御割替後三千百兩餘相減候御

事

一 久兵衛方明和元年式万五千兩御拝借金被 仰付、廻船取立罷有候

二 付、不進之場所江毛無遅滞往返仕候御事

一 右金式万五千兩御拝借上納承及候処、壹ヶ年壹朱之御冥加二而拾ヶ

年賦上納仕候由、明和六丑年今卯年迄拾五ヶ年御上納御年延奉願
 上、尔今御猶予被成下船方手当仕候御事

一 久兵衛方御定式御前貸六千兩八月十二月兩度二被 仰付候、久兵衛
 私差配高二相当仕候得者、久兵衛方毎年式千八百兩餘御前貸有餘有
 之候御事

但私方差配三万石御前貸六百兩、壹万石二付式百兩、当久兵衛方

差配凡拾六万石、壹万石二付式百兩当二仕候得者三千式百兩、

差引式千八百兩久兵衛方過当有餘有之候御事

一 久兵衛方延享三寅年今安永五申年迄私方御益を以相当仕候得者、凡

積り金三万四千式百八拾三兩餘久兵衛有餘仕候御事

但延享三寅年今安永申年迄三拾ヶ年之内久兵衛差配凡積り五百拾

五万石、尤壹ヶ年平均拾七万石と仕候、右五百拾万石江私方

御益金壹万石二付六拾七兩永式百式拾式文相当仕候、金高三万

四千式百八拾三兩餘久兵衛有餘有之候

一 久兵衛方御拝借金式万五千兩之御冥加壹朱毎年御前貸六千兩之御冥

加金式拾兩上納仕候様伝承仕候、私方御前貸兩度分四千二百兩、此

御冥加金百四兩宛毎年上納仕候、久兵衛御冥加二相当仕候得者、私

方過当之御冥加年々無滞上納仕候御事

一 差配料金之儀御石高二准シ候御儀二御座候得共、久兵衛方年々平均

五百兩餘頂戴仕候、私方百兩餘頂戴仕候、久兵衛二相当仕候得八四

百兩餘少ク御座候御事

一 久兵衛方御廻米之外塩材木御運送御用被仰付候得共、私方一切無御

座候御事

一去寅年久兵衛方出羽北国佐州共御廻米八万石餘中国西国七万石餘既
 二等分餘之御割賦相当仕候故、船賦自由宜船方一人相助申候得共、
 私方出羽北国八千石中国西国式万石而船方不進之中国西国壹
 増倍餘之過石二而船方勵合二毛無之船賦難渋仕候御事

一御用取扱方久兵衛方数拾艘差向候積湊江毛下代言人、私方壹兩艘差
 向候積湊江毛下代言人差遣、少差配之私諸雜用久兵衛同様相懸り諸
 失墜多難渋仕候御事

一酉年久兵衛奉願上御割増後惣御石高二心し出羽北国御割賦被 仰渡
 候二付、年二寄御割賦正月末頃二相究候儀有之、猶追御割賦等有之
 候節者、追々御割替二毛相成、自ラ船賦り遅成難渋仕候御事

一私方切詰候少差配之上船方不進之中国西国御石高以前与違相増候二
 付船手思込薄く船雇差支多難渋仕候二付、船方帰伏仕御用御差支無
 之出情仕候様為勵一入手当仕候御事

一去寅年御廻米出羽北国式万石餘御増石有之候得共久兵衛差配仕、私
 方者出羽北国八千石分増石毛無之、船方相助毛無之難渋仕候御事

一同年御廻米中国西国六千石餘御減石有之候得共、私方中国西国式万
 式千石分減石無之雇方難渋仕候御事

一久兵衛方当年御運賃高去年分者三千兩餘相増候得共、私方乍聊去年
 分相減申候御事

一宝曆三酉年久兵衛再勤之砌御用取扱久兵衛同様奉蒙 仰候二付江戸
 表出張所毛同様相構罷有候、猶又先年親金右衛門御目見願之通奉蒙

仰候節久兵衛同様

御礼席相勤 献上物同格二被 仰付引続私父同様御目見献上物奉蒙
 仰候御事

一承応年中御廻米御用差配始而蒙 仰候砌撰州住吉宮御普請御造営有
 之候二付、先祖勤左衛門奉願上 御城米廻船海上無難為祈誓船玉明
 神御宮内陣莊殿一式奉寄附、外扉御廻船之図を画、私方紋所相印永
 久御用相続奉誓候、猶又宝永五戊子年御造営有之、五畿内御代官
 石原新左衛門様・久下作左衛門様御普請御懸り二付往古分之由緒を
 以曾祖勤左衛門奉願上内陣莊殿一式外扉共如以前奉寄附候、其後宝
 曆五乙亥年御造営有之祖父金右衛門如以前奉寄附候、右之通差配御
 用濫觴分相勤、当時私迄六代之間御用代々無闕代相続仕候御事

右三拾ヶ条二奉申上候通之御儀二御座候二付、近年払底之廻船雇方差
 支多少差配之私船賦り難渋相重り手先之船方勵合毛無之、自然と離散
 二毛及困窮之私手段二及兼歎敷奉存候二付、無抛安永子年御前貸金五
 千兩奉願上候処、御吟味御糺之上御時節柄之御儀金高相減奉願上候様
 精々被 仰渡候二付相減三千兩奉願上候処、御憐愍を以御前貸被 仰
 付御用相続無滞相勤難有仕合奉存候、然ル処去寅年前代未聞之時化年
 二而春以來度々之難船破船諸国一統数千艘有之、私手当之廻船毛難船
 破船痛船毛夥敷有之、近来困窮之船手二御座候得者船造立毛難相成、
 所持之廻船等毛質物差入繫船二相成候毛不少、払底之廻船弥増払底仕
 候、依之船賦雇方色々仕候得共、前段奉申上候通困窮之私船手不時之

難失多候二付手賦甚差支難決至極仕候、乍併御前貸御返納之儀者無滞奉納納候、右三拾ヶ条二荒増奉申上候通勤方難決多、右答合二而書面二難尽差支も有之、手先之船方離散二も及、御前貸取引等も滞り二相成、万一御返納等も御年延二而も奉願上候様相成申候而者御用御差支二も相成候而者困窮之私困窮相重り奉恐入候、百三拾年来相統仕候御用家名潰二も及可申と歎敷仕合二奉存候、依之此度存寄奉願上候御請負積之儀御許容被成下置可相成御儀二御座候八、願之趣御憐愍を以被仰付被下置候様奉願上候、左候得者私義者奉申上二不及百三拾年来隨身仕候手先之者共迄一統御用相統仕廣太之御慈悲と難有仕合奉存候、依之乍恐書付を以御歎奉申上候、幾重二も御慈悲之程奉願上候、以上

【解説】

一、史料の成立年代と筆者

この文書は、本学商業史博物館の所蔵史料で、目録¹⁾上では「由緒書〔御廻米御用差配勤方由緒書〕」と題して収録されている。その内容は、幕府御用の年貢米輸送に携わっていた廻船差配役の一人、大坂助右衛門町の佃屋の由緒を記録した三十ヶ条からなる史料である。同史料には署名はないが、内容から同家六代目にあたる佃屋金右衛門の筆になると考えられる。

まず、本文三十ヶ条の三十条目末尾に「右之通差配御用濫觴分相勤当時私迄六代之間御用代々無闕代相統仕候御事」とあり、筆者が六代目であることがわかる。

そして、本文十六ヶ条目に「明和六丑年今当卯年迄拾五ヶ年御上納御年延奉願上」とあることから、この史料の成立年代は、天明三年（一七八三）であることがわかる。

また、本学商業史博物館所蔵の「大坂武鑑²⁾」及び「大坂袖鑑³⁾」より、廻米の廻船御用達に関する項目を抜き出してまとめたものが、表1である。

表1 大坂武鑑・大坂袖鑑に掲載された廻船御用達

資料名	年代	職名	町名	名前
大坂武鑑	明和	御廻米御用支配	戎シマ	筈屋久兵衛
			介右衛門丁	佃屋金右衛門
〃	安永2年	〃	戎嶋	筈や久兵衛
			介右衛門丁	佃や金右衛門
大坂武鑑全	安永4年	〃	戎嶋	筈や久兵衛
			介右衛門丁	佃や金右衛門
大坂武鑑	寛政10年	〃	戎嶋	筈や久兵衛
			介右衛門丁	佃や金右衛門
大坂袖鑑全	享和4年	〃	戎じま	筈屋久兵へ
			同	筑前新五兵へ
			介右衛門丁	佃屋金右衛門
〃	文化元年	〃	戎じま	筈屋久兵へ
			同	筑前新五兵へ
			介右衛門丁	佃屋金右衛門
〃	文化3年	〃	戎じま	筈屋久兵へ
			同	筑前新五兵へ
			介右衛門丁	佃屋金右衛門
〃	文化4年	〃	戎じま	筈屋久兵へ
			同	筑前新五兵へ
			介右衛門丁	佃屋金右衛門
〃	天保6年	御廻米支配	戎しま	筈や久兵へ
			同	廣嶋や平八郎
			助右衛門丁	佃田や勘右衛門
〃	天保8年	〃	戎しま	筈や久兵衛
			同	廣嶋や平八郎
			助右衛門丁	佃田や勘右衛門
〃	天保9年	〃	戎しま	筈や久兵へ
			同	廣嶋や平八郎
			助右衛門丁	佃田や勘右衛門
〃	天保10年	御廻船御用達	戎しま	筈や久兵へ
			江の子しま	廣嶋や平四郎
			助右衛門丁	佃や勘左衛門
〃	天保11年	〃	戎しま	筈や久兵へ
			江の子しま	廣嶋や平四郎
			助右衛門丁	佃や勘左衛門

この表から、天明三年（一七八三）の八年前にあたる安永四年（一七七五）と十五年後にあたる寛政十年（一七九八）の史料に御廻米御用支配として「佃や金右衛門」の名前があり、この史料の成立年である天明三年の筆者も佃屋金右衛門であることが推定できる。

そもそも、江戸廻米を中心とする徳川幕府の廻米体制は、正徳二年（一七一二）八月に触れ出された「御城米廻船舟足并船頭水主人数等改方之儀二付御書付」⁽⁴⁾によって、廻船請負の入札制による一手請負から、請負人を固定して廻米を取り仕切る御用達制へと大きな変更が加えられる。それ以前は菱垣廻船問屋が入札制によって御用を請け負い、これを受けて廻船差配役が船・船頭・水主を手配する形で廻米を行っていた。⁽⁵⁾この前提のもとで、まず史料の内容を具体的に見ていきたい。

二、「由緒書」の内容

ここでは、この史料の意味について、条目を追って要約していく。

《一条目》

- ・先祖佃屋勤左衛門が一三二年前の承応元年（一六五二）に初めて御廻米差配御用を命ぜられた。
- ・享保十四年（一七二九）まで七八年間、廻米高10〜20万石内外を祖父金右衛門まで数代、御用を欠年なく勤めてきた。
- ・五五年以前享保十三年（一七二八）に、初めて苫屋久兵衛・筑前屋作右衛門・祖父金右衛門その他組合の者一兩人にて、同十五年（一

七三〇）まで勤めてきた。

- ・同十六年（一七三一）に江戸筑前屋作右衛門・大坂苫屋久兵衛兩人が年季請負を願い出て、全ての御用を兩人に仰せ付けられた。
- ・祖父金右衛門が出府して請け負いを歎願しても、年季中により請負いを認められず、御用が欠年となった。

その後、筑前屋作右衛門は御用放ちとなり、その後継に大坂河内屋太郎兵衛が高三万石の引分差配を命ぜられた。

- ・この太郎兵衛が御用を退いた後、その高三万石の御用は、延享三年（一七四六）より祖父金右衛門が再び勤めることとなった。

《二条目》

- ・この三万石は少ない差配幅から切り詰めて船を手配するので、船雇いに苦勞し、祖父金右衛門が願い上げて、出羽北国二万石、中国西国一万石の差配を希望通り命ぜられた。

《三条目》

- ・宝曆三年（一七五三）に苫屋は一旦御用放ちになり、御廻米三〇万石の差配請負いについて運賃の見積りを命ずる江戸、大坂への触れ出しがあり、その際に祖父金右衛門は三万石差配を勤めていたが、出府の上御勘定所にて入札に参加し、開札の結果、佃屋が落札した。
- ・佃屋にその三〇万石御用差配が命ぜられ、敷金家賃まで改めを受けながら、苫屋から再度元値段で御用を勤めるといふ申し出があった。
- ・祖父金右衛門が召し出されて、苫屋の元値段の方が下値のため、

今後従来からの三万石の分も万事苦屋の元値段をもって勤めるように命ぜられた。

《四条目》

・ 佃屋は延享三年に御用再勤を命ぜられ、苦屋は一旦御用放ちとなり、宝暦三年当時御用再勤となったが、佃屋の方が苦屋より八ヶ年も前から勤めていた。

《五条目》

・ 佃屋が勤めていた三万石の御廻米は、苦屋が以前申し立てたところによれば、総廻米高三〇万石として、その十分の一を佃屋へ見合せて差配を命ぜられたと主張し、苦屋の差配が減った時には、その割合で佃屋の差配も減じたい旨、先年願い出があつたと承知している。

・ この十分の一の見合せというのは、佃屋へ仰付けられたことは一切なく、前にも申し上げたように、苦屋再勤以前から三万石の差配を勤めて来た。

《六条目》

・ 佃屋は延享三年（一七四六）に再勤となった際に、御廻米一万石につき百両の敷金家質を見積り、三万石で金三百両の証文を大坂奉行所へ差し上げたところ、安永六年に家質御免証文を下された。

《七条目》

・ 苦屋方の御廻米差配敷金家質証文は、宝暦十一年（一七六一）に奉行所より下げ渡され、その金額を承るところでは、千両の証文であ

る。一万石あたり百両の敷金家質とすれば、十万石の請負高と考えられる。

《八条目》

・ 苦屋方の請負高は前段の通り全体で十万石と推定できる。しかし、実際に当時勤めていた差配高は十六万石余あつたと考えられ、さらに佐州一万四千石の御用を別に差配しており、都合十七万四千石の差配があつた。

・ 一方、佃屋の方は三万石以上に差配が増えることはなかつた上、苦屋より願い出て佃屋が延享三年から命ぜられた出羽北国二万石、中国西国一万石の差配について、船雇いが困難な中国西国筋二万二千石の御用を割り当てられた。

・ 別けても安永六年（一七七七）の割り当て替えの際の仰渡しによつて、その後どれだけ廻米高の増石があつても、佃屋には出羽北国一万八千石以上の増石はなく、逆に割り当て減少は際限なく、当時出羽北国八千石に減少して非常に苦勞していた。

《九条目》

・ 先年御廻初を命ぜられた際に、先請負人の河内屋太郎兵衛が勤めていた時の割合で、米千石の代物を村方取立ての割合をもつて五合摺りの見積りで、二千石の御廻初を仰せ付けられ、続いて宝暦十一年（一七六一）まで御廻初がある時には、この五合摺りの割合にあるところ、同十二年（一七六二）より苦屋から御初割方を米千石の佃屋の代物を千二百石に減じて、北国の分は一割五分増し、積合せは

二割増しに割り当てを命ぜられる様願い上げた。

・宝暦十二年の御廻米より、この割合に仰付けられて御用を勤めてきた。

・もつともそれから現在までは、この通り米を取り混ぜても増石はなく、割合は減っている。

《十条目》

・佐州の御廻米は、現在別段に苦屋が差配をしている。

・宝暦十二年に初めて佐州の御廻米を試しに五百石大坂廻りを命ぜられ、同じく宝暦十四年（一七六四）の春廻りは三万三千石程の御廻米があり、その後、現在一万四千石になっている。

・ただこの御米は出羽国から小廻しにて佐州へ廻送したもので、それならば合計廻米高に含めて宝暦十四年から割り当てを願いたいと船手の者は考えていた。

・そうすると出羽北国の割り当てが増えることになるが、廻米は一体のものであり、総廻米高に含めたら出羽北国廻米の割り増しにもなると手先の船方はかねてから願っていたが、佐州一万四千石は別段差配となり、総廻米割賦高は減少している。

《十一条目》

・延享三年（一七四六）から安永五年（一七七六）まで、佃屋の利益金は六千五十両余あった。

・延享三年から安永五年までの三十年間、佃屋差配の廻米は九十万石で、この利益金が六千五十両相当となり、一万石につき金六十七兩

永二百二十二文の利益に相当する。

《十二条目》

・安永六年（一七七七）から天明二年（一七八二）までの六ヶ年で、およそ金百両余差配料は減ったが、冥加銀は納めてきた。

・同様に永続して冥加銀を上納する。

《十三条目》

・安永元年（一七七二）より冥加銀は三百三十三匁宛、天明二年（一七八二）までで三貫六百三十三匁上納した。

・同様に永続して冥加銀を上納する。

《十四条目》

・佃屋の総運賃について、延享三年（一七四六）から安永九年（一七八〇）までの金額の照会があり、安永九年に書面で回答をした。

・安永六年（一七七七）の割当て替え以前まで四千四百両から三千八九百両程度の運賃高であった。

・近年難破船はなかったが、割当て替え以降三千百両余に減っている。

《十五条目》

・苦屋は、明和元年（一七六四）に二万五千兩の拝借金を仰せ付けられ、廻船を取り立てたので、廻船手配が困難な場所へも遅滞なく往復している。

《十六条目》

・この拝借金二万五千兩について毎年一朱の冥加金を加えて十年賦で

返済せよとのことであるが、明和六年（一七六九）から当年（一七八三）まで十五ヶ年に延期をお願いし、猶予をいただいで船方手当をしてきた。

《十七条目》

・ 苦屋は、定式の前貸を八月・十二月の両度にわたって六千兩仰せ付けられた。

・ この金額は佃屋の差配高と比較すると、苦屋の方が毎年二千八百兩余よけいに前貸をもらっていることになる。

・ 佃屋差配三万石に対し、前貸は六百兩で、一万石につき二百兩となる。

・ 苦屋は差配高十六万石で、一万石につき二百兩宛とすると、三十三百兩となり、（六千兩との）差引二千八百兩を苦屋は過分にもらっている。

《十八条目》

・ 苦屋は延享三年より安永五年（一七七六）まで、佃屋の利益をもつて見積ると、およそ金三万四千二百八十三兩余の利益となる。

・ 延享三年から安永五年まで三十年のうち苦屋の差配はおよそ五百五十万石と見積もることができ、一カ年平均十七万石となる。

・ この五百五十万石に佃屋の利益一万石につき六十七兩永二百二十二文相当で計算して、金高は三万四千二百八十三兩余が苦屋の利益となる。

《十九条目》

・ 苦屋は拝借金二万五千兩の冥加金毎年一朱と前貸金六千兩の冥加金を毎年二十兩上納していたと伝えられている。

・ 佃屋の前貸は両度分で四千二百兩。この冥加金を毎年百四兩宛上納してきた。

・ この金額は苦屋の冥加金と比べると、佃屋の方が過分の冥加金を毎年滞りなく上納してきたことになる。

《二十条目》

・ 差配料金は石高に応じて決められるべきであるが、苦屋は毎年平均五百兩余をもらっており、佃屋は百兩余もらっている。

・ 佃屋は苦屋に比べて四百兩少ない額である。

《二十一条目》

・ 苦屋は御廻米の他に塩や材木の運送御用も請け負っているが、佃屋は廻米以外は一切ない。

《二十二条目》

・ 去天明二年（一七八二）に苦屋は出羽北国佐州あわせて米八万石余、中国西国七万石余を既に割り当てられていたが故に、船配りは自由が利き励みにもなる。

・ 佃屋は出羽北国八千石、中国西国二万二千石の割り当てで、船配りに不便な中国西国筋が倍以上にも多い高割で、船方の励み甲斐もなく苦勞している。

《二三条目》

・御用取扱方の代官所役人は、苦屋が数十艘の船を差し向ける湊でも、佃屋が一兩艘しか差し向けない湊でも、同じく下代が一人遣わされ諸雑用は同等にかかるので、差配高の少ない佃屋は損失が多く、苦勞している。

《二四条目》

・安永六年（一七七七）に苦屋が割増しを願い出て後、総石高にに応じて出羽北国の割当てを仰せ付けられ、毎年正月末頃にその割当てが決められる。

・追割賦がある時は、割り替えもあり、自然と船の調達が遅れ苦勞している。

《二五条目》

・佃屋は少ない差配高を切り詰めている上、船方手配に不便な中国西国筋の石高は以前と変わらないので、船手の意欲が薄く、船雇いに差支え苦勞している。

・御用に差支えがなく、船方が納得して精を出して励むように一入手当をしている。

《二六条目》

・去天明二年に出羽北国二万石余の廻米増石があつたが、苦屋の差配となり、佃屋は出羽北国八千石以上の増石もなく、船方の励みにもならず、苦勞している。

《二七条目》

・同年に中国西国六千石余の廻米減石があつたが、佃屋は中国西国筋二万二千石から減石されることはなく、船雇いに苦勞をしている。

《二八条目》

・苦屋は、当年の運賃高が去年より三千兩余増額となつたが、佃屋は少し昨年よりも減少した。

《二九条目》

・宝曆三年（一七五三）苦屋再勤の際に、苦屋同様に御用を拝命し、江戸表出張所も同様に構えた。

・先年親金右衛門願い通り御目見えを拝命し、苦屋同様の礼席を勤め、献上物も同様に命ぜられ、引き続き私にも父同様に御目見え、献上物を拝命した。

《三〇条目》

・承応年中に初めて御廻米御用差配を拝命した際に、撰州住吉宮の御普請があり、先祖勸左衛門は御城米廻船海上安全祈願のため、船玉明神御宮内陣莊殿一式を寄付し、外扉廻船の図を画かせて、佃屋の紋所を印して、永久御用差配を祈願した。

・宝永五年（一七〇八）に御造営があり、五畿内御代官石原新左衛門様、久下作左衛門様が御普請掛りとなつたので、往古よりの由緒を重んじて曾祖父勸左衛門が内陣莊殿一式他外扉共を以前同様に寄付した。

・その後宝曆五年（一七五五）にも造営があり、祖父金右衛門は以

前同様の寄付をした。

・このように差配御用を初期から勤め、私まで六代の間相続してきた。

この三十ヶ条に続けて、この由緒書を認めた存念を次のように記し、今回願い上げた請負積の内容についての許容を歎願している。

・近年の廻船払底により船の手配に苦勞していること。

・安永九年（一七八〇）に前貸金を歎願し、三千両の前貸を仰せ付けられたこと。

・天明二年（一七八二）に前代未聞の大時化に見舞われ、夥しい難船・破船があつたこと。

・困窮により新船の造立もできず、所持の廻船も質入れとなり使えない船も少なくないこと。

・その上、万が一前貸金の返済が滞り、年延を願ひあげることになれば、御用差支えになる恐れもあること。

三、 苦屋久兵衛と佃屋

この史料は、先述のとおり、廻船差配役の一人、大坂助右衛門町の佃屋金右衛門の由緒・存念を記し、困窮の家業相続のため、請負積の許しを願ひ上げているものである。

その文脈には明らかな特徴がある。それは大坂戎島町所在の苦屋久兵衛の由緒・権益との比較の観点からまとめた内容が大半を占めることである。前掲の表1をみると、年代によって若干違つが、苦屋と佃

屋の名前はどの年代にも漏れなく見られる。請負石高は違うものの、同じ大坂の商人でもあり、対抗意識が窺える。この特徴をピックアップしてまとめ、本稿のまとめとしたい。

① 由緒

まず、その由緒について、一条目にある「私方御廻米差配御用之儀者先祖佃屋勘左衛門と申者百三拾弍年以前承応元辰年初御用被仰付」という文言から、佃屋の先祖勘左衛門が、正徳二年（一七一二）の廻船規定の改正以前の承応元年に初めて廻船差配役を命じられたことがわかる。これについては「松平石見守殿御初入二付差出御覚書」の「御廻米」の項にも、「助右衛門町佃屋勘左衛門儀、承応元辰年廻船差配被仰付、安永七戌年定差配并歳暮・年頭・八朔御目見被仰付候事」とあり、「由緒書」の条文の傍証になるとともに、安永七年（一七七八）には定差配役を仰せ付けられたことがわかる。

さらに、享保十五年（一七三〇）に、享保十三年（一七二八）からともに御用差配を勤めていた江戸筑前屋作右衛門・大坂苦屋久兵衛兩人が年季請負を願ひ出て、翌年から佃屋の御用は一旦途絶えるが、延享三年（一七四六）から高三万石の御用を再び勤めるといふ御用欠年の経緯が記されている。

② 請負値段と見合せ差配

三条目に、宝暦三年（一七五三）の苦屋御用放ちに際して、佃屋も入札に参加し落札をしたが、改めて苦屋より元値段での請負の申し出があり、元々そのうち十分の一の三万石は、入札制での請負いの形を

とつていたので、落札金額にかかわらず、苦屋の総石高三十万石の請負の元値段での請負を命ぜられたことが記されている。

総廻米高の十分の一の見合せ差配というのは、苦屋からの申し立てによるものではなく、勘定所からの指示だとすれば、規定の事実である。このことから考えると、五条目に記された十分の一見合せに関するの佃屋への仰せ渡しがなかったというのは、佃屋の認識違いといえる。

また、見合せ部分があくまでも総石高の一部として、元値段が低ければ、見合せ部分の落札値段がそれに平準化されたことも妥当といえる。

ただ、一旦御用放ちとなった苦屋が、再度請負値段を見直し、改めて御用を拝命したという事実は興味深い。

③ 敷金・家質

廻船差配御用の新規請負の際には、大坂代官よりの家質改めがあった。六条目では佃屋では、延享三年（一七四六）の再勤に際して、廻米一萬石について百両の敷金家質を見積り、請負石高三萬石で三百両の証文を奉行所へ差し出した。

七条目では、この金額割合では苦屋の家質証文が千両の額であり、十萬石の請負高になるといつ。

しかし、八条目で苦屋の実際の差配高は十七萬四千石であったとし、苦屋の家質金が比較的に少ないことを記している。

④ 御廻初の石高基準

九条目に御廻初を請負う再の石高算定基準についての記載があり、

元々村方取立ての割合で、米千石の代初を二千石と見積って廻初を仰せ付けられたが、宝暦十二年（一七六二）より苦屋からの申し出により、その割合が米千石につき初千二百石に減じられたという。積載石高は運賃に影響するため、書き留めたものであろう。請負石高の少ない佃屋にとっては不利になる。

⑤ 別段差配

十条目に佐渡国御廻米について、出羽北国の廻米との一体割当てを船方が申し出ても、佐渡国一萬四千石の廻米は別段差配の扱いとされ、これは苦屋の請負いとなっている旨の記録である。

⑥ 利益金

佃屋の利益金は、延享三年（一七四六）から安永五年（一七七六）について、請負高九萬石に対して六千五百両あり、一萬石につき金六十七兩永二百二十二文になる（十一条目）のに対し、苦屋は佃屋の利益比で見積ると、同じスパンでおよそ三萬四千二百八十三兩余の利益があった（十八条目）旨を記している。

⑦ 拝借金・前貸・冥加金

一五条目～一九条目に次のように記されている。

佃屋―高三萬石に対し前貸六百兩

↓高一萬石あたり二百兩

↓冥加金毎年百四兩

苦屋―拝借金二萬五千兩・前貸六千兩

↓高一万石あたり二百両として三千三百両

↓六千両との差引二千八百両が佃屋より過分

↓冥加金毎年二十両

⑧差配料金

二十条目に記載があり、苦屋の五百両に対して、佃屋は百両と四百両少ない、とある。但し差配石高に準じて決まるとしているので、順当か、十分の一見合せであれば、むしろ佃屋が多いことになる。

その他、廻送御用の種類・取扱役人の数・運賃高・江戸出張所の設置などに関して同様の比較が記されている。

廻船御用差配役の推移に関して、この史料は先述のとおり天明三年（一七八三）時点のものであるが、表1によれば、享和四年（一八〇四）の『大坂袖鑑』から、苦屋・佃屋に加えて筑前屋の名前が出てくる。これに関して、代官執務事項に関する法令集『牧民金鑑上巻』⁽⁸⁾五一―四頁に次の記録があった。

天明八年申年七月

廻船御用達苦屋久兵衛不束之儀有之、御吟味之上御咎被仰付、同人相勸来候御廻米高之内、五分通今般減方被仰付、右五分通之分者、当申より来ル戌迄、五ヶ年季之積を以、御当地北新堀大川端町筑前屋新五兵衛江年季請負被仰付、尤新五兵衛者定式御運賃二不拘、大坂船割御代官手代立会取之、正直段を以廻船相雇、右正直段二割割半之割増被下置、諸事相賄候積り被仰渡候

右之通相心得可申段被仰渡奉畏候、依之御請印形奉差上候 以上

申七月十九日

これによると、「由緒書」成立より五年後の天明八年（一七八八）に、苦屋久兵衛に不束があり、吟味の上、差配高を五分通り減らし、五ヶ年季の予定で筑前屋新五兵衛へ請負が仰せ付けられたことが分かる。表1によると、それ以後寛政十年（一七九八）には、また苦屋・佃屋二名での請負になっている。

さらには、『大阪市史 第二』⁽⁹⁾六一―五頁の「無役屋敷表（比田氏諸留）」には、御廻米御用達として戎島町苦屋久兵衛・助右衛門町佃屋勘左衛門の名前があり、苦屋は天明元年（一七二二）、「江戸表に於て棟梁格を命ぜられたる後願上、当所居宅無役となる」と記され、佃屋勘左衛門は天明五年（一七八五）「是歳五月より居宅無役」と記されている。この記述から、苦屋久兵衛が天明元年に江戸で廻船御用達の棟梁格を命ぜられたことがわかる。

但しこの表は年代が不明であるという注記があり、記載内容は不確かである。というのは、表1によれば、文化四年（一八〇七）まで、佃屋の当主は「金右衛門」であり、無役となった天明五年時点で「佃屋勘左衛門」であった可能性は少ないと思われる。

この史料は佃屋側からの観点で記され、客観性に欠ける部分も見られるが、数少ない廻船御用差配役に関する史料として貴重である。本稿では一定の解釈を提示することに終始したが、細部の検証については、今後の分析を待ちたいと考える。

注

- (1) 『大阪商業大学商業史研究所史料目録 第一集』大阪商業大学商業史研究所、一九九二年。佐古慶三教授収集文書、資料番号K-28-96。
- (2) 前掲資料目録掲載の資料番号C-4-60・C-4-61・C-4-62。
- (3) 前掲資料目録掲載の資料番号C-4-64・C-4-65・C-4-66・C-4-67・C-4-68・C-4-69・C-4-70・C-4-71。
- 『大阪商業大学商業史研究所史料目録 第三集』大阪商業大学商業史研究所、一九九五年。河内国若江郡御厨村加藤家文書、資料番号B-10-556。
- (4) 石井良助編『徳川禁令考Ⅳ』創文社、一九五九年、99頁。
- (5) 渡邊忠司「近世畿内幕府領年貢米の江戸廻米制―近世前期廻米制成立期を中心に―」『大阪の歴史』第55号、平成十二年、58頁。
- (6) 天明七年(一七八七)の松平石見守貴強が西町奉行着任時に管内状況をまとめた史料。大阪市史編纂所『大坂町奉行管内要覧』大阪市史料調査会、一九八五年、31頁。
- (7) 前掲大阪市史編纂所『大坂町奉行管内要覧』大阪市史料調査会、一九八五年、31頁。
- (8) 刀江書院、一九六九年。
- (9) 清文堂出版、一九六五年。

